

# 産業建設常任委員会

## 所管事務調査資料

(令和6年8月1日)

(事務調査)

- ③ 豊沢地区森林エリア（環境保全林）活用に向けた検討状況について

産業経済課林業・森林再生推進グループ

## 1 森林の概要

(1) 名称：新町、豊沢、宇隆地区環境保全林（以下、「環境保全林」という。）

(2) 所在：厚真町新町1番ほか

(3) 面積：279.7ha

(4) 特徴：

① 町の中心地に約280haの森林が一塊で存在する（図1）

② 地形は比較的平坦でササ類の丈も低い（場所によっては無い）ため歩きやすい

③ ササ類が少ない箇所にはランやヤマシャクヤク等の希少な植物が生育

④ コナラ、カエデ類、カンバ類を主体とする天然林が多く森林内が明るい

⑤ 林齢は40－60年生の森林が多く、成長量が旺盛

⑥ 都市計画法上第二種住居地域、第二種低層住居専用地域に指定されている（図2）

※第二種住居地域：主に住居の環境を保護する地域であるが、幅広い用途の建物が建てられる。例 店舗（10,000㎡以下）、宿泊施設、運動施設、医療・福祉施設、文教施設等

※第二種低層住居専用地域：良好な住環境を守るため厳しい規制がかかった地域



写真1 森林と林業専用道



写真2 散策路に配置された木橋



写真3 ササの無い天然林の林床と散策路

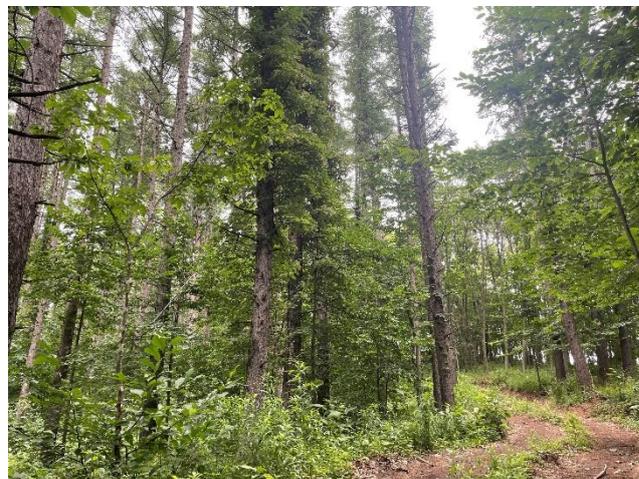


写真4 カラマツ人工林と散策路

## 2 令和5年度の事業の概要

- (1) 事業名：森林空間利活用実証事業委託業務
- (2) 受託者：株式会社エーゼログループ厚真町支社
- (3) 事業費：14,300,000円（税込）
- (4) 委託期間：令和5年8月8日～令和6年3月22日

## 3 令和5年度の事業目的

令和3年度に策定された豊沢地区森林エリア整備基本計画において、環境保全林は「あるものの中に溶け込む、破壊しない開発」のもと、持続的で発展的なまちづくりにつながる観光・交流拠点として活用を進める場所として位置づけられています。

このエリアでは、民間の活力による利活用やエリア内の円滑な導線の確保が課題となっているため、令和4年度は散策路等の整備を実施しました。その後、令和5年度は町内外から人が集うきっかけとなる試行プログラムを実施した上で、様々な分野の専門家や町民等からの意見を集約し、環境保全林の活用方法を整理することに加え、活用を進めるための管理主体や方法について検討しました。

## 4 令和5年度の事業内容

### (1) モデルツアーの実施と参加者によるワークショップ

#### ① モデルツアーの内容

- ・森林とアイヌ文化との関係性
- ・野生生物の捕獲と利用
- ・冬季の森林観察とホーストレッキング等による散策

#### ② 総括（感想を含む）

- ・森林の歩きやすさ明るさは、北海道以外には無い大きな魅力
- ・軽舞遺跡整理事務所などの森林以外の施設との連携で、森林の魅力が増加する
- ・森林活用する上で達成したいビジョンが無ければ、事業者を含め人は集まらない
- ・環境保全林自体のエゾシカの生息数は少ない
- ・エゾシカ等の料理が環境保全林で食べられると相乗効果が生まれそう
- ・厚真町のエゾシカ対策と連携した上で、活用方法を検討する必要がある
- ・クマガラ等含め間近に野生生物を見られるのは感動的
- ・ホーストレッキングは観光資源として高い可能性がある
- ・活用を今後進めるのであれば、荒天時に避難できるスペースが必要
- ・子供を含む家族づれ、女性たちの活用を進めるにはトイレの整備が必要

### (2) 厚真町民及び企業等へのヒアリング（17名）及び検討会議の開催（10名）

- ・散策やくつろげる場所等、自由に立ち入れるスペースを残して欲しい
- ・小規模な林業や林内放牧を検討してはどうか
- ・イベントの周知や近隣住民への配慮は必要
- ・町民が森に親しむための場所として欲しい

(3) 具体的な活用方法の検討

① 森林活用を進める上での目標と基本とする考え方の案

【目標】

人と森林との豊かで柔軟で持続可能な共生関係の構築

【基本とする考え方】

- ・ 森が持つ回復力の範囲内での活動を基本とする
- ・ 新技術や異分野の技術の活用を積極的に検討する
- ・ 伝統的な技術や産業を活用する
- ・ 自律した経済活動を創出する
- ・ 全てを使い切らず余白を残す

② 管理主体の検討

- ・ 直営方式：町が直接に森林の管理及びその他の活用事業を実施する
- ・ 共同出資：町及び事業目的に賛同する民間事業者等と出資し合い、管理主体を立ち上げて、その主体が事業を実施する
- ・ 民間管理：民間の事業者が事業を実施する

	公益性の確保	効率的な経営	町の費用負担
直営方式	◎	△	△
共同出資	○	○	○ ※契約による
民間管理	△	◎	◎

③ 環境保全林の管理運営形態

- ・ 指定管理：厚真町から規定された範囲で環境保全林の管理権限を委託する形態
- ・ 管理委託：厚真町が管理権限を持ちながら環境保全林の管理を委託する形態
- ・ 賃貸借：厚真町から環境保全林を賃貸借契約する形態
- ・ 地上権設定：厚真町が環境保全林を所有しながらその土地上の空間や樹木等の物権について契約する形態
- ・ 現物出資：管理会社設立時の資本として厚真町から環境保全林を出資する形態
- ・ 売却：厚真町から環境保全林を売却する形態

	長期契約	立木処分等の経営的自由度	公益性の確保
指定管理	×	×	◎
管理委託	△	△	◎
賃貸借	○	△	○
地上権設定	◎	◎	○ ※契約による
現物出資	◎	◎	○ ※契約による
売却	—	◎	×

※環境保全林は行政財産のため、現物出資、売却する際には普通財産への変更が必要

## 5 令和6年度の事業内容

- (1) より具体的なゾーニングの検討
- (2) 管理主体別の長所短所及び町の関わり方の整理
- (3) 具体的に事業を実施する主体の育成・誘致
- (4) 宇隆公共牧場の展望広場への散策路沿いの柵の設計
- (5) 森林の状態把握に向けた調査内容の検討

## 6 今後の予定

- 7月以降 上記5の内容について検討
- 9月上旬 柵の設計完了（設置は別事業）
- 10月頃 柵設置のワークショップ開催
  - ※内容を説明できる程度に整理が進んだ時点で議会、町民等へ説明

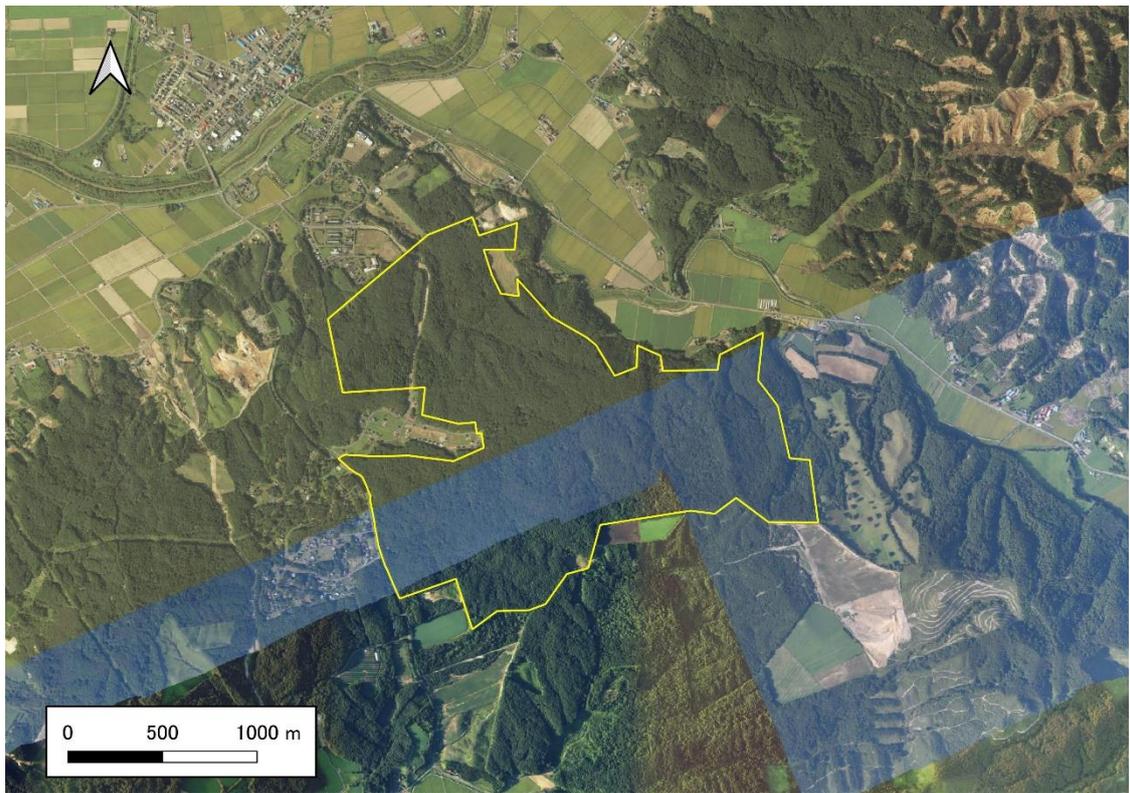


図1 環境保全林の区域図（黄色の枠線内）

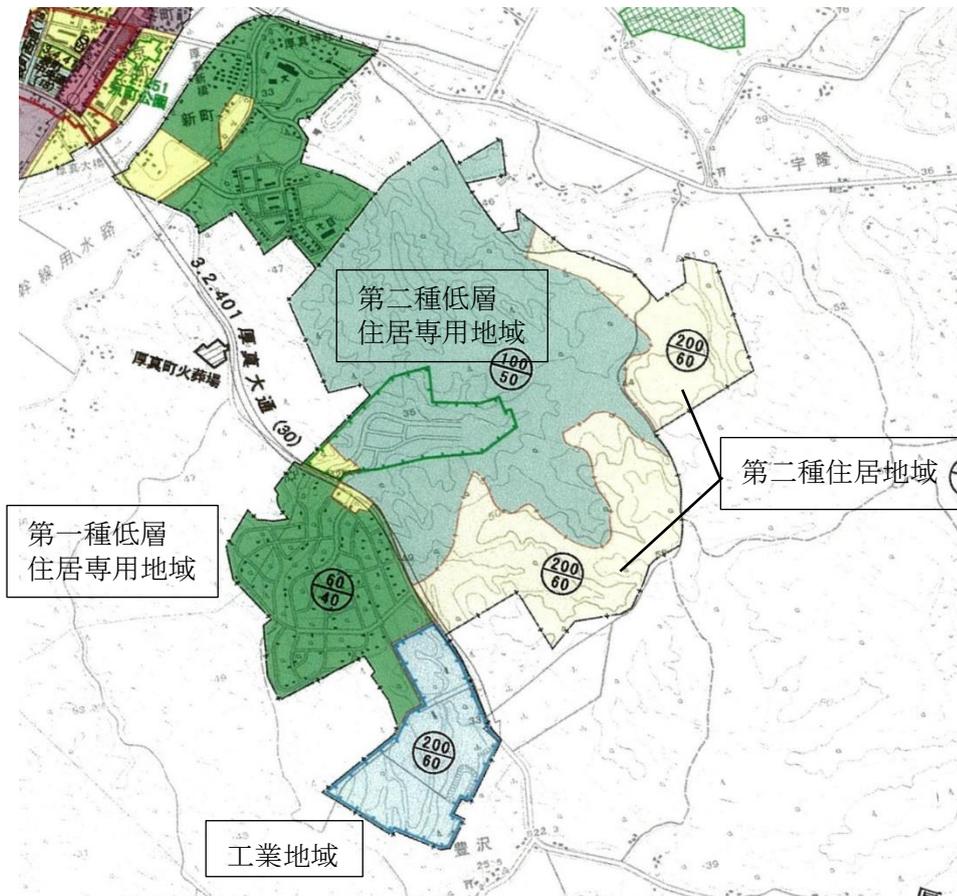


図2 都市計画区域図